

○福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例

平成十四年三月二十六日

福島県条例第二十三号

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例をここに公布する。

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 水環境保全推進計画（第七条）

第三章 工場又は事業場から排出される水の排出の規制等

第一節 特定事業場排水の排出の規制等（第八条—第十九条）

第二節 湖沼排水指定事業場排水の排出の規制等（第二十条・第二十一条）

第三節 小規模事業場における窒素りん除去型浄化槽の設置等（第二十二条・第二十三条）

第四章 生活排水対策の推進（第二十四条—第二十七条）

第五章 水環境保全への配慮

第一節 レジャー等における配慮（第二十八条—第三十三条）

第二節 農林水産業における配慮（第三十四条—第三十八条）

第六章 水環境保全区域（第三十九条—第四十二条）

第七章 県が推進する水環境の保全に関する施策（第四十三条—第四十八条）

第八章 雑則（第四十九条—第五十三条）

第九章 罰則（第五十四条—第六十一条）

附則

猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、本県の水資源及び観光資源として広く県民に恩恵をもたらしてきた。そして、四季折々にその水と緑が織り成す優れた自然環境は、国民共有の財産とも言えるものである。

その恵みの下、人々は、生活を営み、生産活動を行い、この地域の特性を生かした固有の伝統や文化をつくり出してきた。さらには、多様な生態系を維持するとともに、多彩な自然景観を形成し、県民はもとより県外から訪れる多くの人々に潤いと安らぎを与えてくれるなど、その恩恵は計りしれないものがある。

このかけがえのない猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群の水環境の悪化を未然に防止し、美

しいままに将来の世代に引き継いでいくことは、わたしたちに課せられた重大な使命である。

このため、県民、事業者及び行政が、それぞれの責務を果たすとともに、相互に協力し合
って猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群の水環境を保全していくことを決意し、この条例を制
定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群の水環境の保全に関し、県、県民、
利用者及び事業者の責務を明らかにするとともに、りん含有量及び窒素含有量に係る排水
基準の設定、水環境保全推進計画の策定その他必要な事項を定めることにより、その良好
な水環境を保全し、もって県民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ
る。

- 一 裏磐梯湖沼群 裏磐梯地域（福島県耶麻郡北塩原村大字檜原の区域をいう。）に存す
るすべての湖沼をいう。
- 二 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域 猪苗代湖、裏磐梯湖沼群及びこれらに流入する公共
用水域を含む地域で規則で定める地域をいう。
- 三 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）
第二条第一項に規定する公共用水域をいう。
- 四 水環境 水質、水量、水生生物、水辺地その他の水を取り巻く包括的な自然環境をい
う。
- 五 特定施設 法第二条第二項に規定する特定施設をいう。
- 六 特定事業場 特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 七 特定事業場排水 特定事業場から公共用水域に排出される水をいう。
- 八 湖沼排水指定施設 福島県生活環境の保全等に関する条例（平成八年福島県条例第三
十二号）第二十七条第二項に規定する排水指定施設（以下「排水指定施設」という。）
及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規
定する算定方法により算定した処理対象人員（以下「処理対象人員」という。）が五十
一人以上五百人以下のし尿浄化槽をいう。
- 九 湖沼排水指定事業場 湖沼排水指定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場を除
く。）をいう。

十 湖沼排水指定事業場排水 湖沼排水指定事業場から公共用水域に排出される水をいう。

十一 汚水等 特定施設又は湖沼排水指定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

十二 排水口 特定事業場排水又は湖沼排水指定事業場排水を排出する場所をいう。

十三 下水道整備計画区域 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の事業計画に定められた予定処理区域その他これに準ずる区域として規則で定める区域をいう。

十四 小規模事業場 特定事業場及び湖沼排水指定事業場以外の工場又は事業場、特定事業場のうち一日当たりの平均的な特定事業場排水の量（以下「一日平均特定事業場排水量」という。）が十立方メートル未満である特定事業場（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「水質令」という。）別表第一の第七十二号に掲げるし尿処理施設及び同表の第七十四号に掲げる処理施設のうちの尿浄化槽を設置する特定事業場を除く。）並びに湖沼排水指定事業場のうち一日当たりの平均的な湖沼排水指定事業場排水の量（以下「一日平均湖沼排水指定事業場排水量」という。）が十立方メートル未満である湖沼排水指定事業場（処理対象人員が五十一人以上五百人以下のし尿浄化槽を設置する湖沼排水指定事業場を除く。）をいう。

（平二四条例二二・一部改正）

（県の責務）

第三条 県は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、関係市町村（会津若松市、郡山市、北塩原村及び猪苗代町をいう。以下同じ。）が策定し、及び実施する猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する施策について、必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、県又は関係市町村が実施する猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 地域住民（猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域に生活の本拠を有する者をいう。以下同じ。）は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境を保全するため、自らの生活及び行動において、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の悪化の未然防止に取り組むとともに、県又は関係市町村が実施する猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(利用者の責務)

第五条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域をレジャー等で利用する者(以下「利用者」という。)は、その利用に当たっては、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境を保全するために必要な措置を講ずるとともに、県又は関係市町村が実施する猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において事業活動を行うに当たっては、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境を保全するために必要な措置を講ずるとともに、県又は関係市町村が実施する猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第二章 水環境保全推進計画

第七条 知事は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全の推進に関する基本的な計画(以下「水環境保全推進計画」という。)を定めなければならない。

2 水環境保全推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境を保全するための目標に関する事項
- 二 前号の目標を達成するための施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境を保全するために必要な事項

3 知事は、水環境保全推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、水環境保全推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、水環境保全推進計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年、水環境保全推進計画の進ちょく状況について公表するものとする。

第三章 工場又は事業場から排出される水の排出の規制等

第一節 特定事業場排水の排出の規制等

(りん含有量に係る排水基準)

第八条 法第三条第三項の規定に基づくりん含有量に係る排水基準を別表第一のとおり定める。

2 前項の排水基準を適用する区域は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域とする。

(窒素含有量に係る排水基準)

第九条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域に所在する特定事業場に適用する窒素含有量に係る排水基準（以下「特定事業場排水基準」という。）を別表第一のとおり定める。

2 特定事業場排水基準は、特定事業場排水に含まれる窒素の量についての許容限度とする。

（特定施設の設置の届出）

第十条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 汚水等の処理の方法
- 七 特定事業場排水の量及び窒素についての汚染状態
- 八 その他規則で定める事項

（経過措置）

第十一条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であって特定事業場排水を排出するものは、当該施設が特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（特定施設の構造等の変更の届出）

第十二条 第十条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第十条第四号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（計画変更命令等）

第十三条 知事は、第十条又は前条の規定による届出があった場合において、特定事業場排水の汚染状態がその届出に係る特定事業場の排水口においてその特定事業場排水に係る特定事業場排水基準に適合しないと認めるときは、その届出の日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含

む。)又は第十条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十四条 第十条の規定による届出をした者又は第十二条の規定による届出をした者は、その届出の日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第十条又は第十二条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十五条 第十条又は第十一条の規定による届出をした者は、その届出に係る第十条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第十六条 第十条又は第十一条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十条又は第十一条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその届出に係る特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十条又は第十一条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定事業場排出水の排出の制限)

第十七条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において特定事業場排出水を排出する者は、その汚染状態が特定事業場の排水口においてその特定事業場排出水に係る特定事業場排水基準に適合しない特定事業場排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から六月間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りで

ない。

(改善命令等)

第十八条 知事は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において特定事業場排水を排出する者が、その汚染状態が特定事業場の排水口においてその特定事業場排水に係る特定事業場排水基準に適合しない特定事業場排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定事業場排水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(特定事業場排水の汚染状態の測定等)

第十九条 特定事業場排水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該特定事業場排水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 特定事業場排水を排出する者は、当該特定事業場排水を排出する公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、特定事業場の排水口の位置その他の特定事業場排水の排出の方法を適切にしなければならない。

(平二四条例二二・一部改正)

第二節 湖沼排水指定事業場排水の排出の規制等

(湖沼排水指定事業場排水基準)

第二十条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域に所在する湖沼排水指定事業場に適用する排水基準（以下「湖沼排水指定事業場排水基準」という。）を別表第二のとおり定める。

2 湖沼排水指定事業場排水基準は、湖沼排水指定事業場排水に含まれるりん又は窒素の量についてのそれぞれの許容限度とする。

(準用)

第二十一条 第十条から第十六条までの規定は、湖沼排水指定施設について準用する。この場合において、第十条第七号、第十一条及び第十三条中「特定事業場排水」とあるのは「湖沼排水指定事業場排水又は特定事業場排水」と、第十三条中「特定事業場」とあるのは「湖沼排水指定事業場又は特定事業場」と、「特定事業場排水基準」とあるのは「湖沼排水指定事業場排水基準又はりん含有量に係る排水基準若しくは特定事業場排水基準」と読み替えるものとする。

2 第十七条、第十八条及び第十九条の規定は、湖沼排水指定事業場排水について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項及び第十九条第二項中「特定事業場」

とあるのは「湖沼排水指定事業場」と、第十七条第一項及び第十八条第一項中「特定事業場排水基準」とあるのは「湖沼排水指定事業場排水基準」と、第十七条第二項及び第十八条第一項中「特定施設」とあるのは「湖沼排水指定施設」と読み替えるものとする。

第三節 小規模事業場における窒素りん除去型浄化槽の設置等

(平二四条例二二・改称)

(窒素りん除去型浄化槽の設置等)

第二十二条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域における下水道整備計画区域以外の区域(農業集落排水施設(農業集落から排出されるし尿及び雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。))を集合して処理するために市町村が設置した施設をいう。以下同じ。)が整備されている区域として規則で定める区域を除く。第二十四条において同じ。)において、小規模事業場に処理対象人員が五十人以下のし尿浄化槽を設置しようとする者は、窒素及びりんを除去することができるし尿浄化槽で規則で定めるもの(以下「窒素りん除去型浄化槽」という。)を設置しなければならない。ただし、敷地の状況その他特別な事情により窒素りん除去型浄化槽を設置することができないと知事が認める場合は、この限りでない。

- 2 し尿浄化槽の設置に係る工事の依頼を受けた者は、当該工事の依頼をした者に対し、その者が窒素りん除去型浄化槽を設置することとなるよう窒素りん除去型浄化槽に関する情報の提供に努めなければならない。

(平二四条例二二・一部改正)

(勧告)

第二十三条 知事は、小規模事業場に係る浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五条第一項の規定による設置の届出があった場合(郡山市長に届出があった場合を含む。)において、当該届出に係るし尿浄化槽が窒素りん除去型浄化槽以外のし尿浄化槽であったときは、当該届出の日から二十一日(同法第十三条第一項又は第二項の規定により認定を受けた型式に係るし尿浄化槽にあつては、十日)以内に限り、当該届出をした者に対し、当該し尿浄化槽に代えて、窒素りん除去型浄化槽を設置するよう勧告することができる。

- 2 知事は、小規模事業場に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書の提出があった場合(郡山市長に提出があった場合を含む。)において、その申請に係るし尿浄化槽が窒素りん除去型浄化槽以外のし尿浄化槽であったときは、当該申請書を受理した日から二十一日(同法第六条第一項第四号に係るものにあつては、七日)以内に限り、当

該申請書を提出した者に対し、当該し尿浄化槽に代えて、窒素りん除去型浄化槽を設置するよう勧告することができる。

(平二四条例二二・一部改正)

第四章 生活排水対策の推進

(住宅への窒素りん除去型浄化槽の設置)

第二十四条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域における下水道整備計画区域以外の区域において、一戸建ての住宅にし尿浄化槽を設置しようとする者は、窒素りん除去型浄化槽を設置しなければならない。ただし、敷地の状況その他特別な事情により窒素りん除去型浄化槽を設置することができないと知事が認める場合は、この限りでない。

(平二四条例二二・一部改正)

(準用)

第二十五条 第二十二条第二項及び第二十三条の規定は、一戸建ての住宅について準用する。

(調理くず等の適切な処理)

第二十六条 地域住民は、調理くず、廃食用油等を適切に処理するよう努めなければならない。

(ディスポージャーの設置の禁止)

第二十七条 何人も、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において使用し、又は使用されるディスポージャーを設置してはならない。

第五章 水環境保全への配慮

第一節 レジャー等における配慮

(環境に配慮したプレジャーモーターボートの利用)

第二十八条 猪苗代湖又は裏磐梯湖沼群においてプレジャーモーターボート(海、湖沼又は河川において行うスポーツ又はレクリエーションの用に供するモーターボート、水上オートバイその他の機関を用いて推進する船舶をいう。以下同じ。)を貸し出すことを業として営む者及び利用しようとする者は、環境への負荷の少ないエンジン・オイルを使用するよう努めなければならない。

2 猪苗代湖又は裏磐梯湖沼群においてプレジャーモーターボートを利用する者は、湖沼の底泥のかくはん及び給油時における燃料油の湖沼への流出を防止する等その適切な利用に努めなければならない。

(魚類の採捕の際の餌の使用量の制限)

第二十九条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において魚類を採捕しようとする者は、まき餌

として使用する餌の量を必要最小限のものとするよう努めなければならない。

(渡り鳥への適切な給餌)

第三十条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において白鳥、カモその他の渡り鳥に餌を与えようとする者は、適正な量の餌を与える等その適切な給餌に努めなければならない。

(融雪防止剤の使用量の適正化)

第三十一条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において融雪防止剤を散布しようとする者は、融雪防止剤の量を適正なものとするよう努めなければならない。

(キャンプ場の適切な管理)

第三十二条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域においてキャンプ場を営む者は、当該キャンプ場から排出される雑排水を公共用水域に流出させないようにその適切な管理に努めなければならない。

(釣堀施設の適切な管理)

第三十三条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において釣堀を営む者は、釣堀施設内で生じた餌、魚類の死体その他の浮遊物又は沈殿物を公共用水域に流出させないようにその適切な管理に努めなければならない。

第二節 農林水産業における配慮

(適正な施肥等)

第三十四条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において農業を営む者は、適正な量の肥料を施し、及び用水の管理を適切に行うことにより、農用地から公共用水域へのりん又は窒素の含有物の流出の抑制に努めなければならない。

2 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において農業を営む者は、稲わら、刈り取った雑草等を公共用水域へ流出させないようにその適切な管理に努めなければならない。

(家畜の排せつ物の適切な管理)

第三十五条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において畜産業を営む者は、家畜(牛、豚、鶏及び馬をいう。)の排せつ物を公共用水域に流出させないようにその適切な管理に努めなければならない。

(森林の適切な管理)

第三十六条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域における森林所有者(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。)は、森林の有する水源のかん養の機能が十分に発揮されるようその適切な管理に努めなければならない。

(養殖の禁止)

第三十七条 何人も、猪苗代湖、秋元湖、小野川湖及び檜原湖において、魚類の養殖をしてはならない。

(養殖施設の適切な管理)

第三十八条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域(猪苗代湖、秋元湖、小野川湖及び檜原湖を除く。)において魚類の養殖業を営む者は、当該魚類に係る養殖施設内で生じた^{えさ}餌、魚類の死体その他の浮遊物又は沈殿物を公共用水域に流出させないようその適切な管理に努めなければならない。

第六章 水環境保全区域

(指定)

第三十九条 知事は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において、次の各号のいずれかに該当する区域のうち良好な水環境を保全することが特に必要な区域を水環境保全区域として指定することができる。

- 一 ヨシその他の抽水植物又はアサザその他の浮葉植物の群落が形成されている区域
- 二 その他知事が良好な水環境を保全する上で必要と認める区域

2 知事は、水環境保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、指定しようとする区域をその区域に含む関係市町村の長及び福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、水環境保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その指定の案(以下「指定案」という。)を公告の日の翌日から起算して二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該区域に存する土地の所有者及び当該区域に存する土地について地上権、賃借権その他の土地を使用する権利を有する者は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、指定案について知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、指定案について広く意見を聴く必要があると認めるとき、又は指定案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、水環境保全区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

7 水環境保全区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第二項及び前二項の規定は水環境保全区域の指定の解除及びその区域の拡張に係る変更以外の変更について、第二項から前項までの規定は水環境保全区域の拡張に係る変更

ついて、それぞれ準用する。

(行為の制限)

第四十条 水環境保全区域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該水環境保全区域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三 土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 木竹を伐採すること。

2 知事は、前項の許可には、当該水環境保全区域における良好な水環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

3 知事は、第一項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

4 水環境保全区域内において非常災害のために必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

5 次に掲げる行為については、第一項及び前項の規定は、適用しない。

一 水環境保全区域に関する保全事業の執行として行う行為

二 法令に基づいて国の機関、地方公共団体その他規則で定める者（以下「公的機関」という。）が行う行為のうち、水環境保全区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

三 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、水環境保全区域における水環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(中止命令等)

第四十一条 知事は、水環境保全区域における水環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(公的機関に対する特例)

第四十二条 公的機関が行う行為については、第四十条第一項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該公的機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 公的機関は、第四十条第四項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

第七章 県が推進する水環境の保全に関する施策

(水環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第四十三条 県は、関係市町村と協力して、県民、利用者及び事業者が猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全についての理解を深めるとともに猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する教育及び学習の振興、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第四十四条 県は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する総合的な調査研究を推進し、及びその成果の普及に努めるものとする。

(下水道等の整備の促進)

第四十五条 県は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域において、下水道(下水道法第二条第二号に規定する下水道をいう。)、農業集落排水施設及び窒素りん除去型浄化槽の計画的な整備の促進に努めるものとする。

(平二四条例二二・一部改正)

(水環境に配慮した農業に関する施策の推進)

第四十六条 県は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の良好な水環境を保全するため、適正な施肥及び適切な用水の管理についての営農指導その他の水環境に配慮した農業に関する施策を推進するものとする。

(森林の保護及び育成)

第四十七条 県は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の良好な水環境を保全するため、森林の有する水源のかん養の機能が十分に発揮されるよう森林の保護及び育成に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第四十八条 県は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県民、地域住民及び事業者が行う猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域における水環境の保全のための措置又は活動について、必要に応じ、技術的又は財政的な援助を行うよう努めるものとする。

3 県は、関係市町村が策定し、及び実施する猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全に関する施策について、必要に応じ、技術的又は財政的な援助を行うよう努めるものとする。

第八章 雑則

(審議会への諮問)

第四十九条 知事は、次に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。

一 第二条第八号の規定の改正

二 第九条第一項に規定する特定事業場排水基準の改正

三 第二十条第一項に規定する湖沼排水指定事業場排水基準の改正

(報告及び検査等)

第五十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第二条第七号に規定する特定事業場排水を排出する者又は同条第十号に規定する湖沼排水指定事業場排水を排出する者に対し、その者が設置する施設の状況その他の規則で定める事項の報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、前項に掲げる者の設置する工場又は事業場、その者が行う建設工事の場所等に立ち入り、当該工場又は事業場に設置される施設その他の規則で定める物件を検査させることができる。

3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第四十条第一項の規定による許可を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に水環境保全区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、同項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の水環境保全区域内の水環境に及ぼす影響を調査させることができる。

4 第二項の規定により立入検査をする職員及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入検査及び第三項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、

犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(損失の補償)

第五十一条 県は、第四十条第一項の許可を得ることができないため、又は同条第二項の規定により許可に条件を付せられたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(事務処理の特例)

第五十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、会津若松市、郡山市、北塩原村及び猪苗代町が処理することとする。

- 一 第二十二條第一項ただし書及び第二十四條ただし書の規定による認定
 - 二 第二十三條(第二十五條において準用する場合を含む。)の規定による勧告
 - 三 前二号に掲げるもののほかこの条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて規則で定めるもの
- 2 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、郡山市が処理することとする。
- 一 第十条(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)、第十一条(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)、第十二條(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)、第十五條(第二十一条第一項において準用する場合を含む。))及び第十六條第三項(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
 - 二 第十三條(第二十一条第一項において準用する場合を含む。))及び第十八條第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令
 - 三 第十四條第二項(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による期間の短縮
 - 四 第五十條第一項の規定による報告の徴収
 - 五 第五十條第二項の規定による立入検査
 - 六 前各号に掲げるもののほかこの条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて規則で定めるもの

(委任)

第五十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第九章 罰則

第五十四条 第四十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令六条例八二・一部改正)

第五十五条 第十三条(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)又は第十八条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(令六条例八二・一部改正)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十条第一項の規定に違反した者
- 二 第四十条第二項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

(令六条例八二・一部改正)

第五十七条 第十七条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 過失により、前項の罪を犯した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)又は第十二条(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第五十条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第五十条第三項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十四条第一項(第二十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第十九条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

(平二四条例二二・一部改正)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第五十条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二章の規定は公布の日から、第七章の規定は平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 下水道整備計画区域に所在する特定事業場及び湖沼排水指定事業場並びに下水道整備計画区域以外の区域に所在するし尿処理施設(水質令別表第一の第七十二号に掲げるもののうちし尿浄化槽を除いたものをいう。)及び農業集落排水処理施設(農業集落から排出されるし尿及び雑排水を集合して処理するために市町村が設置したし尿浄化槽をいう。以下同じ。)に係るりん含有量及び窒素含有量についての別表第一及び別表第二の排水基準は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して四年を経過した日から適用する。ただし、施行日から起算して三年を経過した日以後に下水道法第二条第八号に規定する処理区域となった区域に所在する特定事業場及び湖沼排水指定事業場に係るりん含有量及び窒素含有量についての別表第一及び別表第二の排水基準は、当該処理区域となった区域に係る同法第九条第二項において準用する同条第一項の規定による供用開始の公示の日の翌日から起算して一年を経過した日から適用する。

別表第1 (第8条、第9条関係)

施設の種類		許容限度 (単位1リットルにつきミリグラム)			
		新設		既設	
		りん	窒素	りん	窒素
下 水	し尿処理施設 (水質令別表第1の第72号に掲げるもののうちのし尿浄化槽を	1	10	2	20

道	除いたもの)					
整	し尿浄化槽		1	15	1	20
備	(水質令別表第1の第72号に掲げるし尿処理施設のうちのし尿					
計	浄化槽及び同表の第74号に掲げる処理施設のうちのし尿浄化					
画	槽)					
区	下水道終末処理施設	1日平均特定事業場排出水量が	1	15	1	20
域	(水質令別表第1の第73号に掲	10立方メートル以上5,000立方				
に	げるもの)	メートル未満のもの				
所		1日平均特定事業場排出水量が	1	10	1	20
在		5,000立方メートル以上のもの				
す	水質令別表第1に掲げるその他の施設で1日平均特定事業場排出		1	15	1	20
特	水量が10立方メートル以上のもの					
定						
事						
業						
場						
に						
係						
る						
施						
設						
下	食料品製造業等に係る施設	1日平均特定事業場排出水量が	2	20	4	25
水	(水質令別表第1の第2号から第	10立方メートル以上50立方メ				
道	17号まで及び第18号の2に掲げ	ートル未満のもの				
整	るもの)	1日平均特定事業場排出水量が	1.5	15	3	20
備		50立方メートル以上500立方メ				
計		ートル未満のもの				
画		1日平均特定事業場排出水量が	1	10	2	15
区		500立方メートル以上のもの				
域	その他の製造業等に係る施設	1日平均特定事業場排出水量が	1	12	1.5	15

以 外 の 区 域 に 所 在 す る 特 定 事 業 場 に 係 る 施 設	(水質令別表第1の第18号、第18号の3から第63号まで及び第64号に掲げるもの)	10立方メートル以上50立方メートル未満のもの				
		1日平均特定事業場排出水量が50立方メートル以上500立方メートル未満のもの	0.5	10	1	12
		1日平均特定事業場排出水量が500立方メートル以上のもの	0.5	8	1	10
	畜産農業等に係る施設で1日平均特定事業場排出水量が10立方メートル以上のもの (水質令別表第1の第1号の2に掲げるもの)		2	20	5	40
	し尿処理施設 (水質令別表第1の第72号に掲げるもののうちのし尿浄化槽を除いたもの)		1	10	2	20
	し尿浄化槽 (水質令別表第1の第72号に掲げるし尿処理施設のうちの農業集落排水処理施設以外のし尿浄化槽及び同表の第74号に掲げる処理施設のうちの農業集落排水処理施設以外のし尿浄化槽)		2	15	4	25
	農業集落排水処理施設		1	15	1	20
	水質令別表第1に掲げるその他の施設	1日平均特定事業場排出水量が10立方メートル以上50立方メートル未満のもの	3	20	4	30
		1日平均特定事業場排出水量が50立方メートル以上500立方メートル未満のもの	2	15	4	25
		1日平均特定事業場排出水量が500立方メートル以上のもの	1	10	3	20

備考

- この表の「許容限度」の欄に掲げる数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値とする。
- この表の「新設」の欄に掲げる排水基準は、施行日前に特定施設を設置していない

者で施行日以後に特定施設を設置するもの（施行日前に設置の工事を行っている者を除く。）、施行日において既に特定施設を設置している者で施行日以後に特定事業場排水の量の増加を伴う特定施設を設置するもの及び施行日以後に特定事業場排水の量の増加を伴う第10条第4号から第8号までに掲げる特定施設の構造等の変更をする者の特定事業場排水について適用する。

3 この表の「既設」の欄に掲げる排水基準は、2の規定により「新設」の欄に掲げる排水基準が適用される特定事業場排水以外の特定事業場排水又は施行日後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の特定事業場排水について適用する。

4 この表に掲げる許容限度は、1日の特定事業場排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

5 この表の「施設の種類」の欄に掲げる施設を有する特定事業場が同時に同欄に掲げる他の施設を有する場合において、その施設につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、その特定事業場排水については、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

6 この表に掲げる排水基準は、3の規定により「既設」の欄に掲げる排水基準が適用される特定事業場排水を排出する者のうち下水道整備計画区域以外の区域に所在する特定事業場に係る施設（し尿処理施設及び農業集落排水処理施設を除く。）を設置する者が排出する特定事業場排水については、この表の規定にかかわらず、当分の間、適用しない。

別表第2（第20条関係）

施設の種類		許容限度 (単位1リットルにつきミリグラム)			
		新設		既設	
		りん	窒素	りん	窒素
下水道整備計画区域に所在する湖沼排水指定	排水指定施設で1日平均湖沼排水指定事業場排出水量が10立方メートル以上のもの	1	15	1	20
	し尿浄化槽（処理対象人員が51人以上500人以下のもの（特定施設であるものを除く。）に限る。以下同じ。）	1	15	1	20

事業場に 係る施設					
下水道整 備計画区 域以外の 区域に所 在する湖 沼排水指 定事業場 に係る施 設	排水指定施設で1日平均湖沼排水指定事業場排出水量が 10立方メートル以上のもの	3	20	4	30
	し尿浄化槽（農業集落排水処理施設を除く。）	3	20	4	30
	農業集落排水処理施設	1	15	1	20

備考

- この表の「許容限度」の欄に掲げる数値は、省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値とする。
- この表の「新設」の欄に掲げる排水基準は、施行日前に湖沼排水指定施設を設置していない者で施行日以後に湖沼排水指定施設を設置するもの（施行日前に設置の工事を行っている者を除く。）、施行日において既に湖沼排水指定施設を設置している者で施行日以後に湖沼排水指定事業場排出水の量の増加を伴う湖沼排水指定施設を設置するもの及び施行日以後に湖沼排水指定事業場排出水の量の増加を伴う第21条第1項で準用する第10条第4号から第8号までに掲げる湖沼排水指定施設の構造等の変更をする者の湖沼排水指定事業場排水について適用する。
- この表の「既設」の欄に掲げる排水基準は、2の規定により「新設」の欄に掲げる排水基準が適用される湖沼排水指定事業場排水以外の湖沼排水指定事業場排水又は施行日後において一の施設が湖沼排水指定施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の湖沼排水指定事業場排水について適用する。
- この表に掲げる許容限度は、1日の湖沼排水指定事業場排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、3の規定により「既設」の欄に掲げる排水基準が適用される湖沼排水指定事業場排水を排出する者のうち下水道整備計画区域以外の区域に所在する湖沼排水指定事業場に係る施設（農業集落排水処理施設を除く。）を設

置する者が排出する湖沼排水指定事業場排水については、この表の規定にかかわらず、当分の間、適用しない。

附 則（平成二四年条例第二二号）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第十九条第一項の改正規定及び第五十九条の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。
- 2 改正前の福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第二十二条第一項に規定する窒素除去型浄化槽であってこの条例の施行の際現に設置の工事が行われているもの又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものは、改正後の福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、改正後の条例第二十二条第一項に規定する窒素りん除去型浄化槽とみなす。
- 3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年条例第八二号）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この条において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格等に関する経過措置）

第四条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例による

こととされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第五条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下この条において「刑法改正関係法」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「新給与条例」という。）第十七条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）並びに第三条の規定による改正後の県議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下この条において「新議員報酬条例」という。）第五条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、新給与条例第十七条の三第三項（第一号に係る部分に限る。）及び新議員報酬条例第五条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合とみなす。

3 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき逮捕された者は、新議員報酬条例第五条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき逮捕された者とみなす。